

幼児教育・保育無償化のご案内(R8年度 認可外保育施設等利用者あて)

★認可外保育施設等をご利用の方向けの保育料補助制度です。給付認定を受けている期間について、補助金を申請できます。令和8年度分は、**令和9年4月12日が最終締切**です。



スケジュール

注意 最終申請締切：令和9年4月12日 **注意**

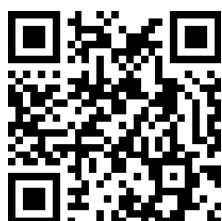
申請可能な利用年月	申請締切日	口座振込み時期	次回申請の案内 ※締切日までに申請された方 にのみ案内をお送りします
第1回(～令和8年6月分)	令和8年 7月14日	8月下旬	9月下旬
第2回(～令和8年9月分)	令和8年10月15日	11月下旬	12月下旬
第3回(～令和8年12月分)	令和9年 1月14日	2月下旬	3月中旬
第4回(～令和9年3月分)	令和9年 4月12日	5月下旬	翌年度(予定)

※締切を過ぎてしまった場合も、速やかにご申請ください。次の回で審査の上お支払いいたします。なお、締切を過ぎた場合、次回のご案内を送付しておりませんので、通知を大切にお控えください。

※ただし令和9年4月12日までに申請がない場合、補助金の全額もしくは一部はお支払いできません。

(金額の詳細は裏面をご覧ください)


申請方法



- ✓申請は電子申請でお願いいたします
- ✓所要時間は10分程度です
- ✓お手元に園から受け取った書類をご用意ください
- ✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら
<https://logoform.jp/form/JqMJ/611221>

利用施設別 必要書類

※認可保育園や幼稚園、企業主導型保育施設にお通いの期間については、本補助金の対象外です。

No.	対象施設・事業	電子申請で添付する書類
1	認可外保育施設★	領収書、提供証明書 ※領収書兼保育提供証明書でも可 ※利用施設に発行をご依頼ください  区ページ ID:1405
2	居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)★	
3	一時預かり事業	
4	ほっとステイ	
5	ファミリー・サポート・センターの預かり	援助活動報告書(利用会員控)※「預かり」以外は補助対象外
6	病児・病後児保育事業	領収書

★1と2の施設は、国基準を満たしていない場合対象外です。本ご案内の左上の二次元コードから区内の対象施設をご確認いただけます。区外の施設は、施設に**国基準の証明書**を持っているかお問合せください。

月額補助上限金額

※給付認定は、年1回更新手続き(現況確認)があります。提出がない場合、無償化対象外となります。

補助開始日	補助対象となる 利用施設・事業	補助の上限額	令和9年4月12日を 過ぎて申請した場合
0～2歳クラスの住民税非課税世帯			
保育の必要性認定を世田谷区 で受けた日から対象 ※認定期間が月の途中から、もし くは月の途中までの場合、日割り で減額します	認可外保育施設	80,000円	42,000円
	上記以外	42,000円	
3～5歳クラス(住民税課税・非課税世帯両方)			
保育の必要性認定を世田谷区 で受けた日から対象 ※認定期間が月の途中から、もし くは月の途中までの場合、日割り で減額します	認可外保育施設 給食提供施設は	77,000円 80,000円	37,000円
	上記以外	37,000円	

無償化Q&A

区ホームページの検索メニューから、
ページIDを入力してご検索ください

🔍 / ページIDから探す
検索 検索

No.	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか？	区ページ ID:1405 から請求書をダウンロードし、施設が発行した書類と一緒に、郵送もしくは下記に記載の窓口にお持ち込みください。(総合支所や出張所等では受付していません)
2	お問い合わせ番号と施設コードがわかりません	施設コードは空欄でも申請可能です。お問い合わせ番号は必須入力項目ですので、お電話で(03-6453-4990)までご連絡ください。お問い合わせ番号を記載した送付状をお送りします。
3	所得制限はありますか？	3～5歳児クラスの場合は、所得制限はありません。0から2歳児クラスの場合は、課税相当世帯の場合、無償化は対象外となります。4～8月分は7年度、9～翌3月分は8年度の課税状況等で審査します。課税相当世帯対象の補助制度は、区ページ ID:1511 からご確認ください。
4	締切日を過ぎてしまいました。申請はできますか？	締切後に申請された分は、次の回での審査となります。ただし、最終提出締切日に間に合わなかった分は、補助上限額が減額となります。入金額が一部になることを予めご了承くださいの上でご申請ください。
5	認定番号がわかりません	領収書兼提供証明書等に記載する認定番号がご不明な場合は、空欄でご提出ください(区で確認をします)。ただし、認定をお持ちでない場合は補助対象外となります。(※記名は必須ですのでご注意ください)

問合せ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)
 【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第2庁舎2階22番窓口)保育認定・調整課 認定・給付担当